

山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成20年10月30日(木)午後1時30分

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

赤穴泰博委員, 伊勢嶋英子委員, 宇和島正美委員, 白石資朗委員, 田中耕太郎委員, 田中理絵委員, 野中百合子委員, 村岡泰行委員(委員長), 山中直之委員

[オブザーバー]

木村事務局長, 岡田首席家庭裁判所調査官, 明比首席書記官, 吉兼次席家庭裁判所調査官

第4 議事等

1 委員長あいさつ

2 委員自己紹介

3 意見交換のテーマ「子の監護(面接交渉)について」の説明(田島主任家庭裁判所調査官)

4 最高裁判所作成のDVDビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」の「面接交渉編」の視聴

5 児童室の見学

6 意見交換

[:委員長 :委員(委員長を除く。) :オブザーバー :説明者
(田島主任家裁調査官)]

「家庭裁判所のあらし」の資料では, 調停事件13万件のうち, 子の監護の処分及び親権者の指定・変更に関する事件が約4分の1あり, 乙類審判

1万3000件のうち、一番多いのが3分の1ある子の監護に関する事件であるということであるが、それらの事件にほぼ付随して面接交渉が問題となっている案件があるのか。

手元に、統計データがないので、はっきりとしたところは分からない。しかし、今までの経験では、一番典型的なのは、一人っ子で、夫婦とも高学歴で、ある程度収入がある場合は、子の監護等について深刻な対立になる場合が多く、子の親権や面接交渉をどうするかということが問題になっている。協議離婚するときに、子をどうするかという協議が十分できていないまま離婚するケースも多いと思う。

すべてが面接交渉につながるという印象はない。若い夫婦は、子に会うことが当然のことだと思っている。一方、調停中での双方の合意の中には、面接交渉の内容が入っているのに、最終的に双方が同席して合意内容を確認するという段階になると、双方の同席はできないというケースがあった。こういう状況では、面接交渉の実施が危ぶまれるが、メールでやり取りするから大丈夫ということであった。なるほどと思い、その後、別件の調停の席で、実際に面接交渉するときのやり取りの方法について説明するときも、電話だけではなく、メールでする方法もあると説明している。すると、双方が納得するというケースが多かった。深刻なケースは、三〇代半ば以降に子が生まれた場合とか、多少年輩の方に多いように思われる。

面接交渉についてのDVDを見ていて違和感があったのは、良いケースとしては、電話で夫婦が話していたのがあったが、そこまで話ができるなら離婚しなければいいのにといい思いを持った。説明があったとおり、メールやインターネットを使えば、感情を出さなくてすむので、冷静にやり取りできるのではないのかと思うので、新たにDVDを作成されるときには、そのような場面を取り入れた、若い人向けのものを作成したらどうかと考える。また、子の奪い去りが不安視されているとあったが、そういうケースは多いの

か。

僅かだが、面接交渉させたために、子を連れて帰ったというケースがあり、その場合は、次に、子の引渡しという問題に発展する。

面接交渉中に、離れている方の親が勝手に子を連れて行った場合、子と同居していた方の親が、子の引渡しを申し立てるというケースもあった。また、保育所に親が会いに行ったというケースもあった。

保育所に親が会いに行くのは駄目なのか。

それが原因でトラブルになる。片方の親が勝手に連れて帰ると、他方の親が、保育所とか小学校に、相手が会いに来て会わせないように要求する。しかし、会わせてもらえない親は、保育所に押し掛けていく、それでまたもめるということになる。子に会いたいと言って、保育所に親がやってきたとき、保育所から連絡を受けて、子に会わせまいとする親が駆けつけてきて、親同士が子の前で喧嘩するというケースもある。離婚するまでは、親権は両親にあるが、このようにもめる場合には、事実上、子を監護している方の親の意見を尊重しているのが現状だと思う。

離婚した後は、子と別居している親が学校に行って、子と面会するというのはどうなのか。

それは、親権者となった親が認めているかどうかによる。非親権者が子に会いに行っても、親権者が何も言わなければ問題にならないと思う。非親権者が喜んで付いてくる子を連れて、ゲームセンターで遊んでいたときに、そのことを親権者が了解していなかったということで、誘拐罪で逮捕されたというケースもあった。

面接交渉について、弁護士が説明していることはあるのか。

おそらくしていると思う。児童の権利条約でも、子は親に会うことができると決められている。

どんな場合に、別居後や離婚後に面接交渉が困難になりやすいのか。

親同士の駆け引きや、婚姻中にDVほどではないが、妻が夫から攻撃を受けたというモラルハラスメントがあったような場合には、夫は子に会う権利はないということで、面会交渉に抵抗する場合がある。

司法の上での面接交渉というのは、福祉と紙一重のところがあり、また、重複するところがあるように感じた。妻が知的障害者のケースの離婚では、夫の親が子を取ってしまったというケースがあった。実際に子を育てていたのは知的に問題はあるけれど妻の方であったが、結局、妻があきらめてしまった。しかし、社会福祉士が面接交渉のことを理解していれば、かなり結論は違ったと思う。説明のあった事例6のケースは、かなり福祉的な意味合いが強く、このようなケースは、福祉の方でどうにかしてあげられたケースではないかと思った。今回、面接交渉の説明を受けて、よく分かった。

現在、少子高齢化で、離婚した夫婦の親が孫を確保したいというのも影響しているのではないかと思う。

DVDを見ていて、面接交渉は、夫と妻の双方の気持ちの落ち着け場という印象を受けた。一方、面接交渉は、子の立場を保障するということもあるとも言っていたが、子の意見は、誰がどの程度加味してあげるのか。

家裁調査官が子と接触しながらということになる。子の年齢にもよるが、子がまだ小さいと意見も聞けないので、子と何度か一緒に遊んでいく中で、生活の落ち着き具合を確かめていくのが中心になる。小学校のある程度の年齢になってくると、子が自分でこうしたいと言ってくることもある。家裁調査官としては、そのように得た情報を裁判官に伝えて、解決できるようになげたいと思っている。

親同士が面接交渉の日程の調整をしようと思うが、親同士が顔を見たくないというのがベースにあると思う。でも、子が独自に調整することができないので、親同士がメールでやり取りするのが一つの方法だが、親同士が努力して、あるいは家裁調査官が間に入って、夫婦の中の感情のあつれきを、でき

るだけ軽減してあげられるような調整役を果たすのも方法かと思う。ただ、根源には、親同士の話し合いが必要だと思うが、あまり親同士に関わらない方がいいのか。

調停では、親同士が折り合おうとしないケースがある。相手には、悪いところばかりではなく、例えば、子と一緒に風呂に入っていたなどということもある。その状況が分かれば、裁判所で試験的に面接交渉をしてみると、良い関わりを持っていた親に対して、子は懐いていく。離婚をすると何もかも失うと思い込んだことから親権にこだわっていた親たちは、離婚しても子との関係は変わらずに続いていくということが分かると、頑なになっていた気持ちが落ち着いて、ようやく親同士が話し合っていこうという気持ちになり、それで、調停も解決していくという経過になるのではないかと思う。

さきほど面接交渉の調整をメールで行うというケースを説明したが、そのケースは、そもそも面接交渉の合意ができていて、これまでも面接交渉の日程調整はメールで行っていたというものである。調停では、その面接交渉の頻度を増やすという方向性だったので、頻度が増えても、面接交渉の日程等はメールで行えばいいのではないかということになり、それであれば、将来も面接交渉の日程調整は可能であろうということで合意したケースである。そのようなケースではなく、今まで面接交渉をしたことがない親が、面接交渉をするとなった場合は、いきなり面接交渉を行ってもらうのではなく、試験的な面接交渉ということで裁判所の児童室で行ったりするケースもある。裁判所は、申立てがあったときにそれに対応して手続を進めるので、申し出もないのに、いろいろなことを想定してケアしていくというところまではできない。そこが、福祉とは違う点である。

親権者になった母が再婚したときも、面接交渉は引き続き行われるものなのか。離婚を2回している人は、最初の結婚のときの子と再婚したときの子もいると思うが、そのようなケースもあるのか。

夫の借金と女性関係で離婚し、夫は相手の女性と再婚した。夫が元の妻に対して子との面接交渉の申立てをしたが、元妻は一切応じないということで調停が不成立になり、審判に移行した。夫は子の学校帰りに待ち伏せしたこともあるが、子の方が緊張して何も言えないという状態だった。妻や妻の婚約者も子との面接交渉は絶対許さないとのことだったので、審判で却下となり、面接交渉は認められなかった。このようなケースもあるので、さらに再婚した場合は、子との面接交渉はより難しくなる。

面接交渉について、家庭裁判所で調停等を行うのは司法であるが、行政でもこれに似たようなことを行っているのか。

福祉の方でも同じことはやるが、司法の面接交渉はあくまでも法律なので、非常に強い。福祉は、一所懸命ソーシャルワークをするが、どうしても強いツールがないので、司法の面接交渉の方が早く解決するときがあると思う。

面接交渉についての調停が成立しなかった場合について述べる。民事であれば給付判決をし、刑事であれば刑罰を下すことになるが、面接交渉の場合は、審判という手続になる。審判では、月に何回面接させる、何時から何時まで何曜日に行く、子の引渡しはどこでどのように引き渡すかなど、細かい取り決めをする場合があるし、大雑把な決め方をするときもある。その決めたとを守らない場合に備えて、一回会わせないごとにいくら払えということを決めるが、そのような審判までして子との面接交渉をしてどうなるのだろうかという気がする。

確かに間接強制というのは限界があると思って聞いていたが、親権や監護権を、裁判所が判断して命令したにもかかわらず、履行できないような場合に、親権や監護権を他方の親に変更する場合があるのか。

面接交渉をさせないということだけでは変更はしない。監護をしている親が子を虐待しているというようなことになれば、変更する場合はある。

子と一緒に暮らせない方の親は、面接交渉をするとしても、実態として、

面接交渉が、将来、5年、10年と続くものなのか。折角、面接交渉をすることになったのに、親が勝手に来なかつたりして、子が傷ついていたというケースもある。

調停成立後、面接交渉について追跡調査をしていないので、その実態は把握していない。しかし、面接交渉ができなかったら、面接交渉を求める親の履行勧告の申立てにより、家裁調査官が調整をしたりする。履行勧告の申立てがあるような切実な場合は、家庭裁判所が関わっていくが、10年経ってから面接交渉ができないと言ってくるケースがほとんどないので、例えば、子が大きくなったり、子が会いたくないと言っていることが親に分ければ、事実上会うことをあきらめるケースもあるのではないのかと思う。子が、はっきり会いたい、会いたくないと意思を示すと、最初決めた内容とは変わっていき、それを親たちが受け入れていくのではないかと想像する。

折角、面接交渉をすると約束できたのに、親が会いに来なかったようなケースとして、一緒に暮らしている親の方が、相手の親に面接交渉に来るようにと言ってきたケースがあった。また、面接交渉をすると決まった調停のときに、子に会いたいと主張しておいて、実は、その主張は妻とのことで何かを考えて主張していたのかもしれないとか、どれくらい本気で子に会いたいと思っていたのか、というようなケースもある。

面接交渉の調停の申立てに、子の年齢制限はあるのか。例えば、子が20歳のようなときまで、申立ては可能なのか。

成人になると、子の監護権がなくなるので、未成年が対象である。面接交渉の調停の申立ては、小学校高学年までが多いが、19歳の女性の面接交渉の申立てもあった。

調停不成立のときに移行する審判手続では、当事者を呼び出し、主張を聞いて、最終的に裁判官が判断することになるのか。

審問手続で当事者の主張を聞いたり、子の状況を確認するために、家裁調

査官に関与してもらおう。そういうのを証拠として用いて、審判を下すことになる。

夫婦間の葛藤とか、憎しみあいとか、不信感とかあると思うが、審判で最終的に判断するよりどこは何かあるのか。

調停手続の中で、家裁調査官が子や親の状況の調査をした場合には、調査報告書を作成するので、それが審判のときにも用いられることになる。その調査報告書は、当事者も確認できるものになっており、審問のときにも双方の言い分を確認して、最終的に判断することになる。子の成長にとって面接交渉が必要と判断するときは、生活状況等を見て、面接交渉の頻度等を決めることになる。

その審問を行う場所は、裁判官が高い位置にいる法壇があるような法廷で行うのか。また、そのときの服装はどうか。

法壇のある法廷ではなく、法壇のない審判廷という部屋で行う。服装も私服である。

面接交渉は、子のためと、親の安心のために行うと思うが、子の面接交渉は、当然だという時代が来るのか、今後は面接交渉が多くなるのか。

おそらく多くなるだろうと思う。面接交渉は、誰の権利だという議論があるが、子の権利条約という条約があり、その中で、非監護者に会う子の権利の記述がある。それを基礎に、子の面接交渉が成り立っている。

離婚後も、子と自由にやり取りでき、子に会わせるのが当然のことに思っているのは、夫が子育てに関与して、二人で子を育ててきたという意識が強い夫婦によくある。おとなしい若年夫婦の場合には、その両親の力が強くて、なかなか面接交渉がすんなりとはいかない。親がいての夫であり、妻であるというような若年夫婦の場合には、面接交渉の意味をきちんと説明しないと、双方の親族が面接交渉を受け入れない。

離婚後も、子についての共同親権、共同監護権がある国については、面接

交渉という発想は出てこないと思う。今、共同親権、共同監護権というものが議論になっているところである。

山口県での面接交渉の申立件数は、どのくらいか。家裁調査官の人数と人数的に対応できているのか、また、面接交渉の申立事件の平均審理期間や管轄は、どうなっているか。

山口家裁管内における平成19年度の申立件数は、面接交渉が58件、子の引渡が9件、夫婦関係が588件である。家裁調査官の人数は、本庁は家事8人、少年4人で、岩国支部と下関支部はそれぞれ3人である。周南、宇部及び萩支部の事件については、本庁の家裁調査官が担当している。

家裁調査官は、全ての事件に関与するわけではなく、調停事件は調停委員が関与して解決しているので、特に、難しい事件だとか、家裁調査官の関与が必要だと判断された場合に関わることになる。

審理期間は、面接交渉の調停は、1月に1回ペースで行われたとすると、通常三、四回行うので、三、四か月かかるのが通常であり、長ければ半年くらいかかることもある。審判に移行すると、一、二か月の調査期間を設けることがある。ただ、審判に移行しても、両親の考えが変わることもあり、その場合は、もう一度調停をやり直すこともあり、面接交渉の場合は、審理期間としては長目かと思う。管轄については、相手方の住所地で調停を行うのが原則である。東京に住んでいる人が、宇部の裁判所に飛行機で来ているケースもあり、そのように遠距離の場合で、双方の真ん中くらいの裁判所で調停をしようと合意ができれば、その裁判所で調停をすることもできる。自分が子に会いたいから調停を申し立てる場合は、子や相手方の住所地の裁判所で行う。稀ではあるが、子に会ってほしいと申し立てられる調停では、別居している方の相手方の住所地の裁判所で行う。

離婚調停の場合は、どこの裁判所で行うのか。

相手方の住所地の裁判所で行う。

児童室は、どの裁判所にもあるのか。

本庁と萩支部にある。他の支部は、本庁等の児童室で対応している。

さきほど、司法の中で面接交渉のはっきりした位置づけがあると、福祉が動きやすいという説明があったが、その点をもう少し説明してほしい。

DVの関係でも、面接交渉を使えば、こじれなくても済んだと思うことがたくさんある。ソーシャルワーカーがクライアントに面接交渉等のツールがあることを十分伝えられていないと感じた。社会福祉士は、成年後見に関する勉強をしているが、司法の手続をもっと勉強する必要があると思った。

7 次回テーマ

次回テーマとして「成年後見制度について」が提案され、了承された。

8 次回期日

平成21年5月25日(月)午後2時

9 委員長あいさつ

以上